特定非営利活動法人　すずらん更生会　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　すずらん更生会　という。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を兵庫県神戸市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、更生保護に関する事業を行い、神戸市北区の安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は第３条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動

（２）地域安全活動

（３）人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

（１）法務省主唱の「社会を明るくする運動」事業

（２）地域の関係団体と連携した地域防犯活動事業

（３）犯罪予防、青少年の非行防止・更生のための相談アドバイス事業

（４）保護観察対象少年の学力向上に資する事業

（５）物件の維持管理並びに、更生保護関係団体を対象とした貸付事業

第３章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

（2）賛助会員　　この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

（入会）

第７条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会　費）

第８条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１） 退会の申し出があったとき。

（２） 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３） 継続して３年以上会費を滞納したとき。

（４） 除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することが出来る。

（除名）

第１１条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数３分の２以上の同意により会員を除名する事が出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１） 法令、定款に違反したとき。

（２） この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

(ア) 理事　３人以上１０人以下

(イ)監事　１人以上３人以下

２　理事のうち、１人を理事長、５人以内を副理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる業務を行う

（１）　理事の業務執行状況を監査する事。

（２）　この法人の財産の状況を監査する事。

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する事。

（４）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する事。

（５）　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求する事。

（任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠の為、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条　役員には報酬を支給しない。ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（職員）

第２０条　この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

２　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（機能）

第２３条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散

（３）　合併

（４）　事業報告及び決算

（５）　役員の選任又は解任及び報酬

（６）　会費の額

（７）　会員の除名

（８）　その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）

第２４条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１） 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２） 正会員総数３分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
（３） 第１５条第５項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（招集）
第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも１週間前までに通知しなければならない。

（議長）
第２６条　総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会する事ができない。

（議決）
第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権）
第２９条　各正会員の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第２７条、前条第２項、次条第１項第３号及び第４８条の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）
第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１） 日時及び場所
（２） 正会員の現在数
（３） 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
（４） 審議事項
（５） 議事の経過の概要及び議決の結果

（６） 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３２条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

（１）事業計画及び予算並びにその変更

（２）理事の職務

（３）借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（４）総会に付議すべき事項

（５）総会の議決した事項の執行に関する事項

（６）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１） 理事長が必要と認めたとき

（２） 理事総数の３分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３） 第１５条第５項第５号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１ヶ月以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、１週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第３６条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第３７条　理事会に於ける議決事項は、第３４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の２分の１以上の同意があれば、その事項について議決を行うことが出来る。
３　第49条及び第51条に関しては、前項の規定に係わらず４分の３以上の同意を要する。

（表決権等）
第３８条　各理事の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する事ができる。この場合において第３６条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使する事ができない。

（議事録）
第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）　日時及び場所
（２）　理事の現在数
（３）　理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること。）
（４）　審議事項
（５）　議事の経過の概要及び議決の結果
（６）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第７章　資産及び会計等

（資産の構成）
第４０条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（１）　設立当初の財産目録に記載された資産
（２）　会費
（３）　寄付金品
（４）　事業に伴う収益
（５）　資産から生じる収益
（６）　その他の収益

（資産の管理）
第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に定める原則にしたがって行うものとする。

（事業年度）

第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行する事ができる。

２　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第４６条　予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正する事ができる。

（事業報告及び決算）

第４７条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもとに作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の３分の２以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）目的
（２）名称
（３）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
（５）社員の資格の得喪に関する事項
（６）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
（７）会議に関する事項

兵庫県神戸市北区日の峰３丁目１番６号
特定非営利活動法人すずらん更生会
理　事　　杉本　友明

令和８年度事業計画書

特定非営利活動法人すずらん更生会

１．基本方針

更生保護に関する事業を行い、神戸市北区の安心・安全なまちづくりに寄与する

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込
（１）法務省主唱の「社会を明るくする運動」事業	北区社明推進委員会	7月1回	北区役所	北区各種団体	無し
	街頭キャンペーン	7月1回	鈴蘭台駅前	一般	無し
（２）地域の関係団体と連携した地域防犯活動事業	公開ケース研究会	10月1回	北北地区小学校	北区学校関係者	無し
	学校連携	6回/年	サポートセンター等	校長・保護司	無し
	薬物乱用防止キャンペーン	2回/年	神戸市各地	一般	無し
（３）犯罪予防、青少年の非行防止・更生のための相談アドバイス事業	新任保護司懇談会	2回/年	サポートセンター等	新任保護司	無し
（４）保護観察対象少年の学力向上に資する事業	随時 （必要な少年対象者が出来た場合）	2回/月	サポートセンター等	少年対象者	無し
（５）物件の維持管理並びに、更生保護団体を対象とした貸付事業	更生保護団体「北区保護司会」に土地・建物を貸付	通年	北区更生保護サポートセンター	北区保護司会及び更生保護関係団体	60万円

３．事業実施体制

（１）事務局体制

事務局長：吉川　英男、　事務局スタッフ：川谷　高司

令和９年度事業計画書

特定非営利活動法人すずらん更生会

１．基本方針

更生保護に関する事業を行い、神戸市北区の安心・安全なまちづくりに寄与する

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込
（１）法務省主唱の「社会を明るくする運動」事業	北区社明推進委員会	7月1回	北区役所	北区各種団体	無し
	街頭キャンペーン	7月1回	エコール・リラ	一般	無し
（２）地域の関係団体と連携した地域防犯活動事業	公開ケース研究会	10月1回	北南地区小学校	北区学校関係者	無し
	学校連携	6回/年	サポートセンター等	校長・保護司	無し
	薬物乱用防止キャンペーン	2回/年	神戸市各地	一般	無し
（３）犯罪予防、青少年の非行防止・更生のための相談アドバイス事業	新任保護司懇談会	2回/年	サポートセンター等	新任保護司	無し
（４）保護観察対象少年の学力向上に資する事業	随時 （必要な少年対象者が出来た場合）	2回/月	サポートセンター等	少年対象者	無し
（５）物件の維持管理並びに、更生保護団体を対象とした貸付事業	更生保護団体「北区保護司会」に土地・建物を貸付	通年	北区更生保護サポートセンター	北区保護司会及び更生保護関係団体	60万円

３．事業実施体制

（１）事務局体制

事務局長：吉川　英男、　事務局スタッフ：川谷　高司

特定非営利活動法人「すずらん更生会」

令和8年度活動予算書

（令和8年4月1日～令和9年年3月31日）　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増減額	適　　用
1、経常収益				
1)受け取り会費				
①正会員受取会費	60,000	60,000	0	60人
②賛助会員受取会費	5,000	11,000	△ 6,000	5人
受取会費計	65,000	71,000	△ 6,000	
2）受取寄付金	192,080	280,000	△ 87,920	
3）その他収益				
①受取賃貸使用料（物件の維持管理並びに、更生保護関係団体を対象とした貸付事業）	600,000	600,000	0	
②受取利息	1,400	120	1,280	
③雑収入	1,000	1,000	0	
その他収益計	602,400	601,120	1,280	
経常収益合計	859,480	952,120	△ 92,640	
2、経常費用				
1）事業費				
①活動費手当	200,000	200,000	0	
②事務機器費	0	5,000	△ 5,000	
③備品費	5,000	5,000	0	
④通信費	20,000	25,000	△ 5,000	
⑤文房具費	10,000	15,000	△ 5,000	
⑥消耗品費	5,000	10,000	△ 5,000	
⑦慶弔・交際費	10,000	10,000	0	
⑧印刷製本費	15,000	25,000	△ 10,000	
⑨雑費	15,000	15,000	0	
⑪交通費	12,000	20,000	△ 8,000	
⑩減価償却費	148,820	0	148,820	パソコン購入3年償却　2年目残額
事業費計	440,820	330,000	110,820	
2）管理費				
①水道光熱費	25,000	25,000	0	保護司会と按分10%負担
②火災保険料	65,000	70,000	△ 5,000	
③修繕費	30,000	30,000	0	LEDに入替
④租税公課			0	
ア、固定資産税	137,200	137,200	0	
イ、法人県民税	22,000	22,000	0	
ウ、法人市民税	50,000	50,000	0	
エ、法人所得税	0	0	0	
⑤建物管理出務手当	274,000	274,000	0	
管理費合計	603,200	608,200	△ 5,000	
3）その他経費				
事務所備品		5,000	△ 5,000	
法人登記費用			0	
特別費用		5,000	△ 5,000	
その他経費計	0	10,000	△ 10,000	
			0	
経常経費合計	1,044,020	948,200	95,820	
当期正味財産増減額			△ 184,540	
前期繰越正味財産額			8,483,075	
次期繰越正味財産額			8,298,535	

特定非営利活動法人「すずらん更生会」

令和9年度活動予算書

（令和9年4月1日～令和10年3月31日）　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増減額	適　　用
1、経常収益				
1)受け取り会費				
①正会員受取会費	60,000	60,000	0	60人
②賛助会員受取会費	5,000	5,000	0	5人
受取会費計	65,000	65,000	0	
2）受取寄付金	160,000	192,080	△ 32,080	
3）その他収益				
①受取賃貸使用料（物件の維持管理並びに、更生保護関係団体を対象とした貸付事業）	600,000	600,000	0	
②受取利息	1,400	1,400	0	
③雑収入	1,000	1,000	0	
その他収益計	602,400	602,400	0	
経常収益合計	827,400	859,480	△ 32,080	
2、経常費用				
1）事業費				
①活動費手当	200,000	200,000	0	
②事務機器費	0	0	0	
③備品費	5,000	5,000	0	
④通信費	20,000	20,000	0	
⑤文房具費	10,000	10,000	0	
⑥消耗品費	5,000	5,000	0	
⑦慶弔・交際費	10,000	10,000	0	
⑧印刷製本費	15,000	15,000	0	
⑨雑費	15,000	15,000	0	
⑪交通費	12,000	12,000	0	
⑩減価償却費	74,820	148,820	△ 74,000	パソコン購入3年償却　3年目残額
事業費計	366,820	440,820	△ 74,000	
2）管理費				
①水道光熱費	25,000	25,000	0	保護司会と按分10%負担
②火災保険料	65,000	65,000	0	
③修繕費	30,000	30,000	0	
④租税公課			0	
ア、固定資産税	137,200	137,200	0	
イ、法人県民税	22,000	22,000	0	
ウ、法人市民税	50,000	50,000	0	
エ、法人所得税	0	0	0	
⑤建物管理出務手当	274,000	274,000	0	
管理費合計	603,200	603,200	0	
3）その他経費				
事務所備品			0	
法人登記費用			0	
特別費用			0	
その他経費計	0	0	0	
			0	
経常経費合計	970,020	1,044,020	△ 74,000	
当期正味財産増減額			△142,620	
前期繰越正味財産額			8,298,535	
次期繰越正味財産額			8,155,915	